

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正

条 例

鳥取県条例第一号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県)

条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「支給される職員」を「支給される者」に、「勤務に服する者」を「勤務に服するもの」に改める。

第三条第一項中「次条」の下に「又は第五条」を加え、

「(給料が日額で定められている者については、給料日額の八割相当額の二十五日分に相当する額。以下同じ。)

」を「(給料が日額で定められている者については、給料日額の八割相当額の二十五日分に相当する額とし、職

員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においてはこれらの事由

がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)別表第二に掲げる程度の廢疾の状態にある傷、疾病若しくは死亡に因り退職した者又は勤務機関の移転に因り退職した者若しくはその者の非違によるこ

となく勸し、よ、を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五
- 三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十
- 四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

前項に規定する者に対する退職手当の額が退職の日にあけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする。

前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例(昭和

二十六年二月鳥取県条例第三号)の規定により給与が給料及び扶養手当に区分して支給される職員については、それらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて知事が定める額とする。

第五条 定数の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少に因り廃職又は過員を生ずる場合において、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基き、勸し、よ、を受け又はその意に反し退職した者に対する退職手当の額及び二十五年以上勤続し、その者の非違に因ることなく、勸し、よ、を受けて退職した者で知事が承認したものに對する退職手当の額は、第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

前項に規定する者で左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の前条第三項の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわら

ず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

- 一 勤続期間 一年未満の者 百分の二百七十
 - 二 勤続期間 一年以上二年未満の者 百分の三百六十
 - 三 勤続期間 二年以上三年未満の者 百分の四百五十
 - 四 勤続期間 三年以上の者 百分の五百四十
- 第六条中「第一項」及び「同項」を削る。
- 第七条第七項を次のように改める。
- 前項に規定する他の公務員としての引き続きいた在職期間の計算については、第八項及び第九項の規定による外第一項から第三項まで及び第五項の規定を準用する。

第七条第八項中「前七項」を「前九項」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次の二項を加える。

他の公務員が退職に因りこの条例の規定による退職手

当に相当する給与の支給を受けた期間があるときは当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の他の公務員としての引き続きいた在職期間から除算するものとする。

職員が第十三条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となり、引き続き他の公務員として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から他の公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の他の公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日の前日以前に退職した者の退職手当については、なお、従前の例による。
- 3 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「昭和二十九年三月一日」の下に「(以下「適用日」という。)」を加える。

附則第二項中「昭和二十九年二月二十八日」を「適用日の前日」に改める。

附則第三項中「昭和二十九年二月二十八日」を「適用日の前日」に、「同年三月一日」を「適用日」に改め、「第四条」の下に「第一項及び第五条第一項」を加える。

附則第四項中「昭和二十九年二月二十八日」を「適用日の前日」に、「附則第五項から第七項まで」を「附則第五項から第十一項まで」に、「同年三月一日」を「適用日」に改める。

附則第五項から附則第七項までを次のように改める。

5 適用日の前日に現に在職する職員の適用日の前日以前における勤務期間については、附則第六項から第十項までの規定による外改正後の条例第七条(第五項及び第七項から第九項までを除く。)の規定の例による。

6 先に職員として在職した者であつて、所属庁の長の承認又は勸し、を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので、知事の指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、且つ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの適用日の前日以前における先の職員としての在職期間及び当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間は職員としての在職期間とみなす。

7 適用日の前日以前における左の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は後の職員としての在職期間に引き続きしたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、兵役に服するため退職し又は待命若しくは休職となり服役中期間の満了に因り退職し、且つ、除隊の日又は軍人と

しての身分を失つた日(昭和二十年八月十五日に現に本邦以外の地域にあつた者が本邦に帰還した場合においては、本邦に上陸した日)以後百二十日以内に他に就職することなく再び職員となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、所属庁の長の承認又は勸し、を受け、引き続き在外研究員又は外国留学生(以下「在外研究員等」という。)となるため退職し、且つ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となつたもの

附則第八項を附則第十四項とし、附則第九項中「第四条及び第五条第二項」を「第四条第一項及び第二項」に、「これらの規定」を「これらの項の規定」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第七項の次に次の六項を加える。

8 昭和二十年八月十五日に現に左の各号の一に掲げる者であつたものが、適用日の前日以前において当該各号に掲げる期間内に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者としての引き

続いた在職期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続きしたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和二十一年勅令第二百八十七号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日以後九十日

二 本邦以外の地域にあつた外国政府職員等又は在外研究員等本邦に帰還のため本邦に上陸した日以後百二十日

三 本邦にあつた外国政府職員等又は在外研究員等昭和二十年八月十六日以後百二十日

四 本邦にあつた旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一条に規定する軍人軍属(以下「軍人軍属」という。) 軍人軍属としての身分を失つた日以後百二十日

五 本邦以外の地域にあつた軍人軍属 本邦に帰還のため本邦に上陸した日以後百二十日

9 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する

る就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和二十一年勅令第九号)第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第三条の規定により退職させられたもの(その退職の際に軍人軍属であつたものを除く。)又はこれらに準ずる措置で国家公務員等退職手当暫定措置法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号)附則第六項の規定に基く大藏省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたものが、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日)から百二十日以内に職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

10 附則第八項各号の一に掲げる者又は前項に規定する職員として在職した者であつたもので特殊の事情があるものについては、これらの者が知事の承認する期間

内に他に就職することなく職員となつた場合においては、これらの者としての引き続いた在職期間は、前三項の規定にかかわらず、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとして計算することができる。

11 職員が適用日の前日以前における退職により改正後の条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の職員としての在職期間から除算するものとする。

12 適用日の前日に現に在職する職員であつて、他の公務員から引き続いて職員となつたもの及び適用日の前日に現に在職する他の公務員であつて適用日以後に引き続いて職員となつたものの適用日の前日以前における他の公務員としての勤続期間の計算については、附則第六項から第九項までの規定を準用する外、改正後の条例第七條第六項から第九項までの規定の例による。

13 適用日の前日に現に在職する職員及び他の公務員で

あつて適用日以後に引き続いて職員となつた者の適用日以前における職員及び他の公務員としての在職期間のうち条例第七條第五項に該当するものがあるときは、同項の規定がなかつたとして計算した場合の在職期間とする。